

建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱

1. 目的

作業場所、作業時間帯の分離等により、運転中の重機と労働者が混在しない作業方法を検討しても、なお、混在作業がある場合、対象重機が稼働する全工事に接触防止安全装置（以下、安全装置と記す。）の搭載を制度化する。

2. 対象接触防止安全装置

警報・警告装置（音、光、回転表示等）もしくは、緊急停止装置とする。
バックモニターのみではオペレータによる見落としや人を含む動く対象物の確認が不確実となる場合があるため、安全装置と認めない。

- ・機械本体を重機のみに取り付ける型式
- ・機械本体を重機に取り付け作業員等には IC タグを取り付ける型式がある。

また、それぞれの型式には、安全装置が重機に備えつけてあるものと、後で取り付けるものの2種類とする。

なお、安全装置搭載の有無にかかわらず運転中の重機と作業員が混在して作業する際は、安衛則 158 条に基づき誘導者の配置は必要とする。

3. 対象重機

対象重機は作業員との混在により、接触災害発生の可能性が大きい機種とする。

- ・掘削用機械の内、パワーショベル・ドラグショベル（クローラ式・ホイール式）
- ・解体用機械の内、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

※対象重機は、既にメーカーによる安全装置搭載の機種が市場に多く流通しており、後付装備も可能なものとする。

4. 安全装置の解除条件（緊急停止装置）

緊急停止装置が機能することにより安全性が確保できない場合は、災害防止対策の徹底により緊急停止装置の解除を許可する。ただし、当作業終了後、必ず安全装置を復旧すること。

（例）

- ・狭隘な場所で緊急停止装置が作動することにより重機が急停止してしまい姿勢を制御できず建物や設備に激突する等、安全性を損なう場合
- ・周りに人や物がなく明らかに重機（1 台）での傾斜地等の作業において、緊急停止装置が機能したときバケットで地面を押える等、転倒防止処置ができなくなる場合

重機と人との混在作業が無い場合は、接触災害が発生しないので、対象外とする。

5. 工事所の対応

「見積条件書」に記載の通り、対象重機は安全装置搭載機（後付け含む）を配置することとする。

6. 協力会社への対応

- ①「見積条件書」対象重機に対し安全装置搭載を必須とする。
- ②「労務及び安全衛生管理に関する誓約書」対象重機を持込む場合、重機が安全装置搭載機であることを誓約させる。
- ③「移動式クレーン・車両系建設機械等 使用届」工事所に持ち込まれる対象重機が安全装置搭載機であることを点検の上、提出させる。
- ④「作業計画書（車両系建設機械）」を改定し、安全装置の搭載及び、作業内容、計画時に解除する理由等を記載させ提出させる。

7. 『作業計画書（複合版）』について

- ①工事所長は安全装置を解除する場合、協力会社からの理由および緊急停止装置に代わる災害防止対策（監視の方法、災害防止対策、教育等）を作業概略図に計画しているかを確認するとともに、担当部門長の確認も得る。（電話、メール等確認方法は、問わない）
安全装置を解除する計画書を、工事所のドロップボックス内の『作業計画書』フォルダ内に新たに『安全装置解除許可作業計画書』フォルダを作成し即時、登録する。
- ②担当部門長は、責任を持って安全装置を解除する作業内容が緊急停止装置に代わる災害防止対策として適切であるか確認する。
- ③担当部門長及び安全担当は、安全パトロール時に『安全装置解除許可作業計画書』フォルダに登録された作業計画書の実施状況を注視する。